

# 公 告

関税法第24条第1項の規定に基づき、「外国往来船等と陸地との交通場所」、「貨物の積卸場所」及び「船用品、機用品及び携帯品の積卸場所」として指定している箇所の一部を下記の通り「1 改正前」から「2 改正後」に改めるので、同法施行令第22条第1項の規定に基づき公告する。

記

## 1 改正前

大分港

### (1) 外国往来船等と陸地との間の交通場所

場 所 の 名 称	所 在 地	備 考
新日鐵住金株式会社大分製鐵所新日鐵住金シーバース (シーバース全長620メートル)	大分市大字西ノ洲	新日鐵住金シーバースけい留船と交通する貨物及び船用品積卸関係者に限る。
新日鐵住金株式会社大分製鐵所製品岸壁(全長1,450メートル)	大分市大字西ノ洲	岸壁けい留船と交通する貨物の積卸関係者に限る。

### (2) 貨物の積卸場所(船用品、機用品及び携帯品を除く。)

場 所 の 名 称	所 在 地	備 考
新日鐵住金株式会社大分製鐵所新日鐵住金シーバース (全長620メートル)及び同製品岸壁(全長1,450メートル)	大分市大字西ノ洲	新日鐵住金株式会社大分製鐵所保税蔵置場に搬出入する貨物に限る。

### (3) 船用品、機用品及び携帯品の積卸場所

場 所 の 名 称	所 在 地	備 考
新日鐵住金株式会社大分製鐵所、新日鐵住金シーバース (全長620メートル)	大分市大字西ノ洲	新日鐵住金シーバースけい留船に積卸しする船用品に限る。

## 2 改正後

大分港

(1) 外国往来船等と陸地との間の交通場所

場所の名称	所在地	備考
新日鐵住金株式会社大分製鐵所新日鐵住金シーバース (全長620メートル) 及び新日鐵住金スラグ出荷バース (全長290メートル)	大分市大字西ノ洲	新日鐵住金シーバース・新日鐵住金スラグ出荷バース けい留船と交通する貨物及び船用品積卸関係者に限る。
新日鐵住金株式会社大分製鐵所製品岸壁(全長1,450メートル)	大分市大字西ノ洲	岸壁けい留船と交通する貨物の積卸関係者に限る。

(2) 貨物の積卸場所(船用品、機用品及び携帯品を除く。)

場所の名称	所在地	備考
新日鐵住金株式会社大分製鐵所新日鐵住金シーバース (シーバース全長620メートル)、新日鐵住金スラグ出荷バース (全長290メートル) 及び同製品岸壁(全長1,450メートル)	大分市大字西ノ洲	新日鐵住金株式会社大分製鐵所保税蔵置場に搬出入する貨物に限る。

(3) 船用品、機用品及び携帯品の積卸場所

場所の名称	所在地	備考
新日鐵住金株式会社大分製鐵所新日鐵住金シーバース (全長620メートル) 及び新日鐵住金スラグ出荷バース (全長290メートル)	大分市大字西ノ洲	新日鐵住金シーバース・新日鐵住金スラグ出荷バース けい留船に積卸しする船用品に限る。

平成29年 2月 1日  
大分税関支署長 小黒 聖嗣